



平成18年7月12日

各 位

会 社 名 丸文株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敬司
本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
(コード番号 7537 東証第一部)

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年7月12日開催の当社取締役会において、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称
丸文株式会社2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本社債の総額
40億円
3. 本社債の払込金額
本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額1,000,000円)
4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
5. 本社債の利率
本社債には利息を付さない。
6. 払込期日及び発行日
2006年7月31日(チューリッヒ時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
7. 募集に関する事項
 - (1) 募集の方法
共同主幹事引受会社兼ブックランナーであるNomura Bank (Switzerland) Ltd.及び共同主幹事引受会社であるMitsubishi UFJ Securities International plc, London, Zurich Branch(以下「買取人」と総称する。)の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)
本社債の額面金額の102.5%

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

8. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

4,000個

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と買取人との間で締結する社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書の締結日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.1を乗じた額を下回ってはならない。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{時 価} \end{array} + \begin{array}{r} \text{発行又は処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2006年8月14日から2011年7月15日のチューリッヒにおける銀行営業終了時までとする。但し、()下記9.(2)及び(4)記載の当社又は本新株予約権付社債の所持人の選択により本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の8営業日前の日のチューリッヒにおける銀行営業終了時まで、()下記9.(3)記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

約権付社債が消却のためNomura Bank (Switzerland) Ltd.に引き渡された時まで、また()下記9.(5)記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年7月15日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等(以下に定義する。)を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

9. 本社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2011年7月29日(償還期限)に、本社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 当社の選択による繰上償還

税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払につき、日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を控除することが要求された場合において、本新株予約権付社債の要項に記載の特約に基づき追加額支払の義務が発生したこと又は本社債に関する次回の支払に関し追加額支払の義務が発生しうることをNomura Bank (Switzerland) Ltd.に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2006年7月31日以降、残存本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。

組織再編等による繰上償還

当社が組織再編等(以下に定義する。)を行う場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講じること等を条件に、本新株予約権付社債の所持人に対して14日以上事前の通知を行うことにより、残存本社債の全部(一部は不可)を下記の償還金額で繰上償還することができる。

2006年7月31日以降2007年7月30日まで	額面金額の104%
2007年7月31日以降2008年7月30日まで	額面金額の103%
2008年7月31日以降2009年7月30日まで	額面金額の102%
2009年7月31日以降2010年7月30日まで	額面金額の101%
2010年7月31日以降2011年7月28日まで	額面金額の100%

「組織再編等」とは、()合併(新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併で、当該合併が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、()会社分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される当社の新設分割又は吸収分割で、当該会社分割が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、()株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、()資産譲渡(当社の財産の全部又はこれと同視しうる財産の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合をいう。)、並びに()その他の日本法上の会社再編手続きで、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを総称していうものとする。なお、上記()、()及び()につ

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

いては、株主総会決議が不要の場合は、当該行為に関する取締役会決議がなされた場合をいうものとする。

(3) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、買取人のいずれかを通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のためNomura Bank (Switzerland) Ltd.に引き渡すことができ、Nomura Bank (Switzerland) Ltd.は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

(4) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2009年7月31日にその額面金額で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2009年7月3日から2009年7月17日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券をNomura Bank (Switzerland) Ltd.に預託することを要する。

(5) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Nomura Bank (Switzerland) Ltd.が残存本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領した後15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

(6) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとする。

(7) 担保又は保証

該当なし。

(8) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

該当なし。

11. その他

安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
手取金については借入金の返済に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行されるため、金利負担による連結業績への影響はありません。また、借入金の返済による金融収支の改善を見込んでおります。

2. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
当社は、株主各位への安定的な利益還元を基本方針としております。
- (2) 配当決定にあたっての考え方
上記方針に従い、今後の配当につきましては、収益の拡大、経営基盤の強化を行いながら、内部留保の充実を図りつつ、漸増的向上を目指して努力して参ります。
- (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	25.57円	42.79円	72.22円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	16円 (7円)	19円 (9円)	23円 (10円)
配 当 性 向	62.6%	44.4%	31.8%
株主資本当期純利益率	2.74%	4.44%	7.08%
株 主 資 本 配 当 率	1.66%	1.93%	2.22%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. その他

- (1) 潜在株式による希薄化情報等
転換価額が未定のため、算出しておりません。
- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
エクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	458円	703円	939円	1,751円
高 値	762円	994円	1,949円	1,860円
安 値	400円	675円	831円	1,365円
終 値	704円	974円	1,780円	1,426円
株 価 収 益 率	27.53倍	22.76倍	24.65倍	-

(注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年7月11日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。